

港湾法第 52 条の2第3項の規定に基づく
国土交通大臣による港湾管理者の権限の
代行に関する占用等許可規則
(石川県七尾市管理地方港湾 和倉港)

国土交通省港湾局

目次

第1章 総則	P1
第2章 港湾区域内の工事等の許可(法第 37 条第 1 項)	P2
第3章 審査基準等	P5
第4章 監督処分等(法第 56 条の4及び第 56 条の5)	P5
様式(第 1 号～第 13 号)	P8

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)第 52 条の 2 第3項の規定により、国土交通大臣が和倉港港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)の権限を代行する場合における許可等に必要な事項を定めることを目的とする。

(権限代行の内容等)

第2条 港湾法施行令(昭和 26 年政令第4号。以下「政令」という。)第16条の2第2項の規定により、官報公示した権限代行の内容は次のとおり。

1. 権限代行に係る港湾の名称 和倉港
2. 権限代行に係る港湾の区域 別図のとおり
3. 代行する権限
 - (1)法第 37 条第1項の許可を与え、法第 60 条の2第1項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第 56 条の4第1項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。
 - (2)法第 37 条第1項の規定に違反した者に対し法第 56 条の4第1項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第2項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。
 - (3)法第 37 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定により協議に依ること。
 - (4)法第 56 条の5第1項(法第 37 条第1項の許可に係る部分に限る。)の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。
4. 権限代行の開始の日
令和7年9月1日

(他法令の適用)

第3条 この規則においては、法その他、行政手続法(平成5年法律第 88 号)及び行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の規定を適用する。

2 この規則は、行政手続法第5条第3項に基づき、公にするものとする。

3 この規則において、行政手続法第6条に規定する標準処理期間は 20 日とする。

第2章 港湾区域内の工事等の許可(法第 37 条第1項)

(占用等の許可)

第4条 和倉港の権限代行に係る港湾の区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令第 13 条で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
 - 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
 - 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
 - 四 前三号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令第 14 条で定める行為
- 2 国土交通大臣は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は法第3条の3第 11 項若しくは第 12 項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令第 15 条で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は同項第4号の行為の許可をしてはならない。
- 3 国又は地方公共団体が、第1項の行為をしようとする場合には、第1項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。
- 4 国土交通大臣は、第1項の許可を行ったときは、遅滞なく、その旨を港湾管理者に通知するものとする。

(占用等の許可申請)

第5条 前条の規定により、許可を受けようとする者は、次の各号に定める様式の許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 水域(公共空地)占用許可申請書 様式第1号
 - 二 水域(公共空地)内土砂採取許可申請書 様式第2号
 - 三 港湾施設等建設(改良)許可申請書 様式第3号
 - 四 構築物建設(改築)許可申請書 様式第4号
 - 五 廃物投棄許可申請書 様式第5号
 - 六 揚水施設建設(改良)許可申請書 様式第6号
- 2 前項各号の許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 位置図、平面図
 - 二 港湾施設等又は構築物の建設、改良又は改築をする場合にあつては、縦断図、横断図、構造図、設計書及び工事の施行方法を記載した書面

- 三 水域又は公共空地の占用並びに廃物の投棄の場合にあつては、求積図
- 四 水域又は公共空地内の土砂の採取の場合にあつては、求積図、縦断図、横断図及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条の登録を受けた者にあつては、同法第16条の採取計画を記載した書面
- 五 揚水施設の建設又は改良の場合にあつては、横断図、構造図、設計書及び工事の施行方法を記載した書面
- 六 その他国土交通大臣が必要と認める書類

(占用等の許可期間)

- 第6条 第4条第1項第1号による許可の期間は、5年以内、同条同項第2号による許可の期間は、3年以内とする。これらを更新するときの期間についても、同様とする。
- 2 第4条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、様式第7号による期間更新許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(許可書の交付)

- 第7条 国土交通大臣は、許可申請書を審査の上、適正であると認めるときは、申請者に対し様式第8号による許可書を交付するものとする。

(条件)

- 第8条 国土交通大臣は、許可にあたり、必要な条件を付することができる。

(許可事項の変更)

- 第9条 第4条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第9号による許可事項変更許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

- 第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る権利を他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。

(許可に基づく地位の承継)

- 第11条 許可を受けた者が死亡し、又は合併(当該許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)若しくは分割(当該許可に基づく権利を承継する場合に限る。)をした場合は、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該権利を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、様式第10号による地位承継届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

（行為の着手の届出）

第 12 条 許可を受けた者は、当該許可を受けた行為に着手したときは、直ちに、様式第 11 号による港湾区域（港湾隣接地域）内行為着手届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

（行為の完了の届出）

第 13 条 許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を完了したときは、直ちに、様式第 12 号による港湾区域（港湾隣接地域）内行為完了（廃止）届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

（原状回復）

第 14 条 占用又は土砂の採取の許可を受けた者は、許可期間が満了したとき、又は占用若しくは土砂の採取の行為を廃止し、若しくは完了したときは、速やかに、その行為の場所を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と国土交通大臣が認める場合は、この限りでない。

2 占用又は土砂の採取の許可を受けた者は、前項の規定により行為の場所を原状に回復したときは、直ちに、様式第 13 号による原状回復届出書を国土交通大臣に届け出て検査を受けなければならない。

第3章 審査基準等

(審査基準)

第 15 条 第7条の許可書の交付にあたっての審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。
- (2) 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。
- (3) 工作物等を設置する場合、安全な構造であること。
- (4) 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。
- (5) 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。
- (6) 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。
- (7) 環境を悪化させるおそれがないこと。
- (8) 上記のほか、七尾市港湾施設管理条例・施行規則等に反しないこと。

なお、審査にあたっては、必要に応じ港湾管理者と調整するものとする。

(審査等)

第 16 条 第5条に基づく申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等（事前相談等を含む。）は、和倉港を所管する北陸地方整備局、金沢港湾・空港整備事務所及び能登港湾空港復興推進室が行うことができるものとする。

第4章 監督処分等(法第 56 条の4及び第 56 条の5)

(監督処分)

第 17 条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命じることができ、第2号又は第3号に該当する者に対し、第1号に掲げる規定によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反した者
- 二 第4条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者
- 三 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 3 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、港湾法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 98 号。以下「省令」という。)第 32 条で定める事項を省令第 33 条により公示しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、第3項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、省令第 34 条で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、省令第 35 条で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 7 第5項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 8 第2項から第5項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第2項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。
- 9 第4項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第3項の規定により保管した工作物等(第5項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国に帰属する。
- 10 国土交通大臣は、第1項又は第2項の措置等を行ったときは、遅滞なく、その旨を港湾管理者に通知するものとする。

(報告の徴収等)

- 第 18 条 国土交通大臣は、工事の実施に必要な限度において、省令第 38 条で定めるところにより、第4条第1項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則 この規則は、令和7年9月1日より施行する。

別図 和倉港権限代行区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(21)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1)北緯三七度〇五分二七秒九三〇八二、東経一三六度五四分五四秒五七八六〇の地点

(2)北緯三七度〇五分二六秒七二二八三の地点

(3)北緯三七度〇五分二六秒四二二三二、東経一三六度五四分五四秒三〇四〇五の地点

(4)北緯三七度〇五分二六秒〇五二八六、東経一三六度五四分五四秒六〇八八〇の地点

(5)北緯三七度〇五分二五秒五五八四、東経一三六度五四分五四秒三二一八の地点

(6)北緯三七度〇五分二五秒三二一八、東経一三六度五四分五四秒八二九八の地点

(7)北緯三七度〇五分二四秒九二二八の地点

(8)北緯三七度〇五分二四秒五三〇四、東経一三六度五四分五四秒八七六二八の地点

(9)北緯三七度〇五分二四秒九七〇三、東経一三六度五四分五四秒三八七〇八の地点

(10)北緯三七度〇五分二四秒六五二五四、東経一三六度五四分五四秒四〇七七八の地点

(11)北緯三七度〇五分二四秒二〇九三五、東経一三六度五四分五四秒九七四九一の地点

(12)北緯三七度〇五分二四秒〇二三八四、東経一三六度五四分五四秒二七三二の地点

(13)北緯三七度〇五分二秒八七一三三、東経一三六度五四分五四秒五三九七の地点

(14)北緯三七度〇五分二秒二五二四四、東経一三六度五四分五四秒〇六九八の地点

(15)北緯三七度〇五分二秒九八五二、東経一三六度五四分五四秒四〇九一五の地点

(16)北緯三七度〇五分二秒八八〇二四、東経一三六度五四分五四秒三三七七八の地点

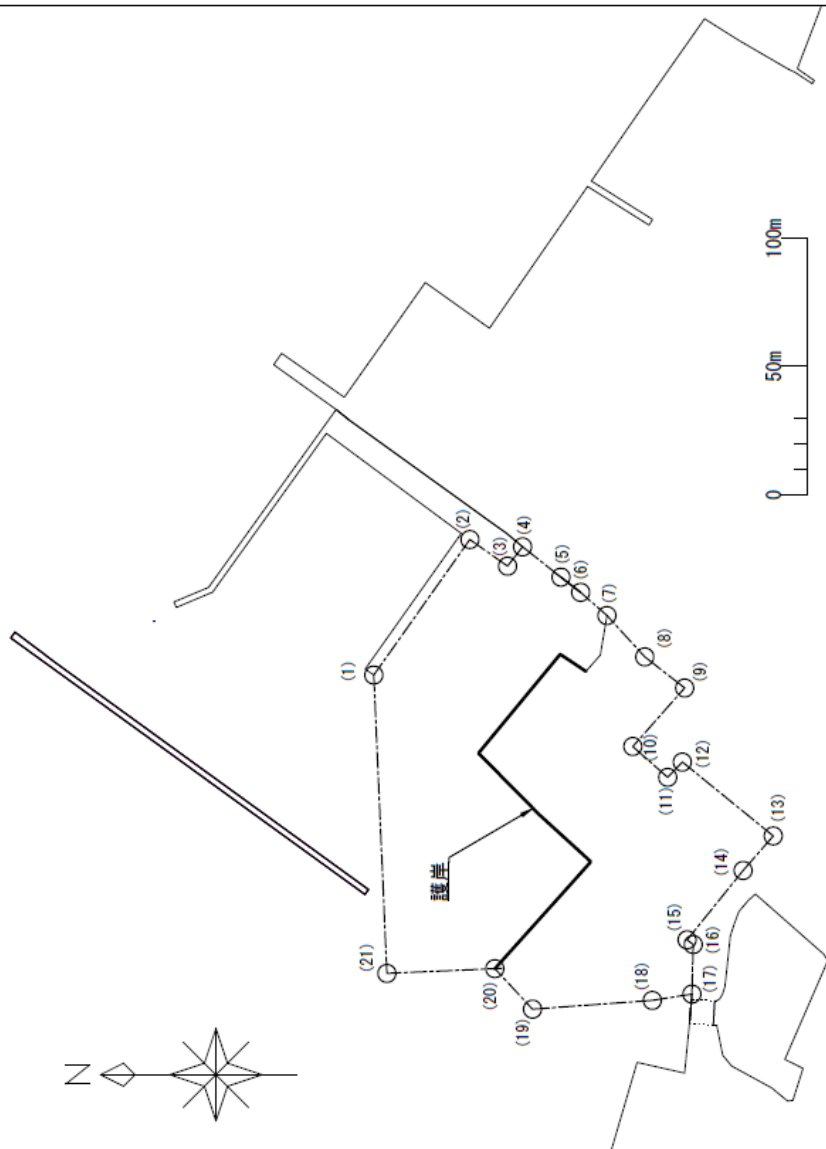
(17)北緯三七度〇五分二秒八八四七四、東経一三六度五四分五四秒五二五八の地点

(18)北緯三七度〇五分二秒三九六一四、東経一三六度五四分五四秒四五一二八の地点

(19)北緯三七度〇五分二秒九一一四四、東経一三六度五四分五四秒三〇七七八の地点

(20)北緯三七度〇五分二秒六三八三九、東経一三六度五四分五四秒四六〇五の地点

(21)北緯三七度〇五分二秒七五五二二、東経一三六度五四分五四秒八八六六七二の地点



(1)～(21)は、測量に基づき作成したCADデータより算定したもの。

様式第1号(第5条関係)

水域(公共空地)占用許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり水域(公共空地)を占用したいので、港湾法第37条の許可を申請します。

占用の場所	
占用の目的	
占用の種類	
占用の面積等	
占用の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
工作物の種類	
工作物の構造	
工事の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
工事の方法	
復旧方法	
添付図面	位置図・平面図・求積図

(注)1 「氏名」欄には、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

3 「占用の面積」欄には、水域又は公共空地ごとにその面積を記入すること。

様式第2号(第5条関係)

水域(公共空地)内土砂採取許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり水域(公共空地)内において土砂を採取したいので、港湾法第 37 条の許可を申請します。

採取の場所	
採取の面積	
採取の目的	
土砂の種類	
採取量	
採取の期間	
採取の方法	
添付図面	位置図・平面図・求積図・縦断図・横断図・砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 3 条の登録を受けた者にあつては、同法第 16 条の採取計画を記載した書面

(注)1 「氏名」欄には、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第3号(第5条関係)

港湾施設等建設(改良)許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり港湾施設を建設(改良)したいので、港湾法第37条の許可を申請します。

建設(改良)の場所	
建設(改良)の目的	
建設(改良)の面積	
建設(改良)施設の種類	
建設(改良)施設の構造及び数量	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の方法	
施設の管理方法	
添付図面	位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・ 設計書・工事の施行方法を記載した書面

(注)1 「氏名」欄には、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第4号(第5条関係)

構築物建設(改築)許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり構築物を建設(改築)したいので、港湾法第 37 条の許可を申請します。

建設(改築)の場所	
建設(改築)の面積	
建設(改築)の目的	
構築物の種類	
構築物の構造	
載荷重	
工事の期間	
工事の方法	
添付図面	位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・ 設計書・工事の施行方法を記載した書面

(注)1 「氏名」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第5号(第5条関係)

廃物投棄許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり廃物を投棄したいので、港湾法第 37 条の許可を申請します。

投棄の場所	
投棄の面積	
投棄の目的	
廃物の種類	
投棄の数量	
投棄の期間	
投棄の方法	
添付図面	位置図・平面図・求積図

(注)1 「氏名」欄には、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものをを使用すること。

様式第6号(第5条関係)

揚水施設建設(改良)許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり揚水施設を建設(改良)したいので、港灣法第 37 条の許可を申請します。

建設(改良)の場所	
地下水の用途	
揚水機の種類、能力及び 原動機出力	
ストレーナーの位置	地表面下 m
揚水機の吐出口の 断面積	cm ²
揚水設備に係る井戸の 口径及び深さ	口 径 cm 深 さ m
工事の期間	
工事の方法	
添付図面	位置図・平面図・横断図・構造図・ 設計書・工事の施行方法を記載した書面

(注)1 「氏名」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第7号(第6条関係)

期間更新許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり占用期間(土砂の採取期間)を更新したいので、港灣法第 37 条の許可を申請します。

許可の場所	
許可の目的	
許可の面積	
許可年月日	
許可指令番号	
許可の期間	
更新の期間	
更新の理由	
添付図面	許可書の写し

(注)1 「氏名」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第8号(第7条関係)

許可書

第 号
年 月 日

〇〇 殿

国土交通大臣

港湾法第 52 条の2第3項の規定に基づく国土交通大臣による港湾管理者の権限の代行に関する占用等許可規則(石川県七尾市管理地方港湾 和倉港)第4条に基づき、〇年〇月〇日付をもって申請のあった(水域(公共空地)占用、土砂の採取、港湾施設等建設(改良)、構築物建設(改築)、廃物投棄、揚水施設建設(改良)又は期間更新)については、別紙の条件を付して港湾法第37条により次のとおり許可する。

※許可条件については、当該港湾管理者と要調整

1. 使用場所 〇〇港 〇〇
2. 使用目的 〇〇
3. 使用面積等 〇〇m²
4. 使用期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
5. その他

様式第9号(第9条関係)

許可事項変更許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり許可に係る事項を変更したいので、港湾法第 37 条の許可を申請します。

許可の場所	
許可年月日及び 許可指令番号	
変更の内容	
変更の理由	
工事の期間	

(注)1 「氏名」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第10号(第11条関係)

地位承継届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり港湾法第 37 条の許可を受けた者の地位を承継したので、届け出ます。

被承継者	住 所 氏 名
承継年月日	
許可の場所	
許可の目的	
許可の面積又は数量	
許可の期間	
承継の理由	

(注)1 「氏名」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第11号(第12条関係)

港湾区域(港湾隣接地域)内行為着手届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり港湾区域(港湾隣接地域)内における行為に着手したので、届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	
許可の場所	
許可の目的	
着手年月日	
完了予定年月日	

(注)1 「氏名」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものを使用すること。

様式第12号(第13条関係)

港湾区域(港湾隣接地域)内行為完了(廃止)届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり港湾区域(港湾隣接地域)内における行為を完了した(廃止した)ので、届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	
許可の場所	
許可の目的	
許可の期間	
着手年月日	
完了(廃止)年月日	
廃止の理由	

(注)1 「氏名」欄には、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものをを使用すること。

様式第13号(第14条関係)

原状回復届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

次のとおり占用(土砂の採取)をしていた水域(公共空地)を原状に回復したので、届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	
許可の場所	
許可の目的	
許可の面積又は数量	
許可の期間	
原状回復年月日	
廃止の理由	

(注)1 「氏名」欄には、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 用紙は、日本工業規格A4の大きさのものをを使用すること。